

# 包括外部監査結果にかかる措置状況報告書

(平成21年3月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第8号

平成21年3月27日

東大阪市監査委員職務執行者 谷口 樽佳  
同 大塚 勝彦

包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成17年度包括外部監査の結果に関し、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のとおり公表します。

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況

### 1. 監査の種類

包括外部監査

### 2. 監査の対象

平成17年度監査テーマ 「補助金及び負担金に係る事務の執行」について

### 3. 監査結果に基づく措置状況

監査結果に基づく措置状況については別紙のとおり。

## 1 【措置済み】

通しNO. 1

|  |             |
|--|-------------|
| 包括外部監査報告No. 1  | 水道料金福祉減免    |
| 担 当 所 属  | 健康部 健康福祉企画課 |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u><br/>生活保護世帯について、生活保護法による生活扶助と一部重複した扶助制度になっているため、重複部分について制度の廃止の検討が必要。(公平性)</p> |             |
| <p><u>措置状況</u><br/>平成 20 年 4 月より上下水道局において、生活保護世帯に対する減免措置を廃止しました。それに伴い、当課での生活保護世帯に対する減免分の補填も廃止しました。</p> |             |

通しNO. 2

|  |                |
|--|----------------|
| 包括外部監査報告No. 5  | 敬老行事事業補助金      |
| 担当所属   | 福祉部 高齢介護室高齢介護課 |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>補助金金額の算出根拠は、単価 225,000 円 × 45 校区 (= 10,125 千円) であるが、単価自体は、社会福祉協議会からの請求金額に基づいており、その単価算出根拠が不明確である。算定の具体的な計算方法を定めた基準を設ける必要がある。(透明性)</p> <p>事業の内容(記念品等の配布等)による有効性・効果を測定の上、一人当たりの支給額を決定し、それに老人数を乗じて補助金額を決定することによる補助金の算出方法へ改善すべきである。(透明性、有効性)</p> |                |
| <p><u>措置状況</u></p> <p>予算の範囲内で各校区の敬老事業参加数をもとに一人当たりの支給額を決定し、各校区の補助金額を決定しました。</p>   |                |

通しNO. 3

|  |            |
|--|------------|
| 包括外部監査報告No. 6  | 短期入所事業補助金  |
| 担 当 所 属  | 福祉部 障害者支援室 |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>毎年度補助金を支出する具体的な根拠として、要綱の存在が不可欠である。<br/>(透明性)</p> <p>活動実績等に応じた客観的・合理的な算定基準を明確にした上、一律に適用される公平な基準に改定する必要がある。(公平性、透明性)</p> <p>現状の補助金額の算定基準は、一律でない上、活動実績に応じたものとなっていない。補助金額が実際に必要な額か、実績の審査時において再検討する必要がある。(有効性)</p>                   |            |
| <p><u>措置状況</u></p> <p>本補助金については、段階的に削減を行い最終的に廃止をする予定としています。平成18年度は前年度実績の5%削減をしており、19年度もさらに削減を行う予定ですが、一方で通所施設併設型での短期入所事業の体制配置の困難性や重度心身障害者(児)の夜間支援体制など別の意味で、短期入所事業を維持していくための支援策が必要と認識しており、19年度当初予算では、上記の意見にあるとおり、公平性・透明性・有効性という観点から、要綱を作成し、実態に見合った形での支援策としました。</p> |            |

|   |             |
|---|-------------|
| 包括外部監査報告No. 19  | 職員厚生事業補助金   |
| 担 当 所 属   | 行政管理部 福利厚生課 |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>東大阪市の補助金支給額は、職員の自己負担額の一定割合の範囲内とするなどの最高限度額を設けたり、また実施要綱において、各年度における支給金額については、職員の自己負担額の何割とするかを定める等明確な支給基準を設けるべきである。(透明性)</p> <p>宿泊補助事業は、大阪府市町村職員互助会と東大阪市職員厚済会の実施する福利厚生事業において2重となっている。厚済会における宿泊補助事業相当額は廃止を検討すべきである。(公益性)</p> |             |
| <p><u>措置状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度支出額 22,896千円</li> <li>・平成20年度予算額 22,199千円</li> <li>・平成19年度末時点の措置状況</li> </ul> <p>補助金交付金要綱において限度額を設けました。</p> <p>厚済会の宿泊補助事業は平成19年度より廃止しました。</p>  |             |

通しNO. 5

|   |               |
|---|---------------|
| 包括外部監査報告No. 21 - 3  | 長瀬川沿岸下水道組合負担金 |
| 担 当 所 属   | 下水道部 下水道総務課   |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>平成 15 年度で 5,979 千円の繰越金が発生している。繰越金がある場合、翌年度の負担額の減額方法の検討をする必要があると考える。(透明性)</p>   |               |
| <p><u>措置状況</u></p> <p>長瀬川沿岸下水道組合の存続については、構成各市の間で事務レベルの協議を行っていますが、解散の方向性は一致しているも、解散時期について意見が分かれている状況です。負担割合の問題と議会の維持の問題については、解散することにより解消するものと考えられるところです。同組合会計において、平成 17 年度の歳計剰余金 5,370 千円を平成 18 年度に繰り越しましたが、組合 2 月議会において補正を行い全額を構成各市に還付されたところです(うち東大阪市分 2,121 千円)。今後も繰越金については還付を行う方針です。平成 18 年度においては、維持管理費を中心に大幅な見直しがなされ、組合 2 月議会において分賦金当初 48,000 千円から 9,000 千円を減額補正し、構成各市に還付されたところです(うち東大阪市分 3,555 千円)。また、平成 19 年度についても、構成各市の協議を通じて、維持管理費について大幅な見直しが実施されたところです。</p> |               |

通しNO. 6

|   |                   |
|---|-------------------|
| 包括外部監査報告No. 22 - 3  | 東大阪市・大東市清掃センター負担金 |
| 担 当 所 属   | 環境部 環境整備課         |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>東大阪市・大東市共にし尿処理は下水道施設完備が整うに伴ってほぼすべて下水処理で行われることが予定されている。従って近い将来東大阪市・大東市清掃センターの存在意義自体がなくなる可能性がある。解散事由が明文化されていない。客観的な解散事由を明確化することが必要と考える。(透明性)</p>                               |                   |
| <p><u>措置状況</u></p> <p>これまで一部事務組合「東大阪市・大東市清掃センター」において、東大阪市及び大東市のし尿等を共同処理してきたところですが、平成17年より新田・東両事業所において、下水道放流施設が稼動し、両市のし尿等の単独処理が始まり、共同処理のする必要がなくなったことから、平成21年度末をもって、一部事務組合を解散する予定となっており、現在、解散に向けて準備を進めています。</p> |                   |

通しNO. 7

|  |                |
|--|----------------|
| 包括外部監査報告No. 23-1<br>23-2   | 東大阪都市清掃施設組合負担金 |
| 担 当 所 属  | 環境部 環境事業課      |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>当初予算額が最終確定額を毎年1億円以上上回っており、毎年多額の還付が発生している。税収入が減少し市役所も経費削減を行う必要があるが予算が余ることを前提とした計画で経費削減努力がどこまで行われるのか、一般市民の側からすると疑問が生じるものと思われる。例えば、厳格な予算を与えるが、予算を超過する実費が発生した場合には補正予算で対応する等を検討する必要がある。(透明性、有効性)</p> <p>ごみ処理施設の直接経費について、東大阪市及び大東市の間で按分しているが、予算設定時の按分率が実績按分時に使えないことを理由に予算設定時に必要以上の予算要求を行っている。すなわち多額の還付を前提とした予算設定となっているが、そのような予算は現在の市の財政状況からも容認されうるものではない。(透明性)</p>  |                |
| <p><u>措置状況</u></p> <p>平成19年度の不用額の主なものについては、昨年同様、需用費及び委託料となりますが、予算計上に当たっては、外部監査の指摘事項を踏まえ、不用額の一因であった構成市のごみ減量化施策によるごみ搬入量の減少を勘案し、十分精査した後、予算計上に反映させました。その結果前年度と比較して減少しております。また20年度においては、機構改革を実施し(資源管理係とリサイクル推進系の統合)業務の効率を図ることにより人件費の削減、また昨年同様、平成17年度でISO14001認証取得及び第一種エネルギー管理指定工場に指定されたことにより、全庁的且つ継続的に省エネルギーに心がけ、経費の削減に努めております。</p> <p>結果として精算時には多額の還付となっておりますが、それを前提として予算計画を立てているのではなく、前述したように予算計上に当たっては、昨年実績及び市場動向を考慮した計画となっております。また、予算執行に当たっては、より透明性を期するため、事業項目を細分化し、各事業についてより競争性を高めた契約を行うなどの措置をとっております。</p> |                |

## 2【未措置（検討中、意見の相違等）】

通しNO. 8

|  |             |
|--|-------------|
| 包括外部監査報告No. 3  | 長瀬診療所運営補助金  |
| 担 当 所 属  | 健康部 地域健康企画課 |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>利用住民に特に優遇措置がとられているわけではないこと、周辺に他の代替医療機関が十分存在すること、及び利用する患者数が少ないことから、廃止を念頭においた検討が必要。（公益性、有効性）</p> <p>平成16年度で繰越金が21,804千円計上されているが、これらの繰越金は東大阪市から補助金を受けて計上されているものであり、還付させる必要があるのではないかと考えられる。（透明性）</p> <p>診療所の収支をいかに改善させるかだけでなく、同和問題全体について市で明確な方針を示す必要があると思われる。（公益性、透明性）</p>                      |             |
| <p><u>措置状況 H18年9月末（未措置）</u></p> <p>診療所については、同和問題の解決に資する事業の一環として取り組んできた経過があり、現在自主運営に向けて努力しています。</p> <p><u>措置状況 H19年3月末（未措置）</u></p> <p>診療所については、同和問題の解決に資する事業の一環として取り組んできた経過があり、現在自主運営に向けて努力しています。</p> <p><u>措置状況 H20年10月末（未措置）</u></p> <p>診療所については、同和問題の解決に資する事業の一環として取り組んできた経過があり、診療所の方向性（あり方）の検討も含め、現在自主運営に向けて努力しています。</p> |             |

通しNO. 9

|  |              |
|--|--------------|
| 包括外部監査報告No. 4  | 荒本平和診療所運営補助金 |
| 担 当 所 属  | 健康部 地域健康企画課  |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>周辺に代替医療機関がなく、患者数も増加してきているが、今後の方向性を明確にした上、補助金額の妥当性を再検討する必要がある。(公益性、有効性)</p> <p>平成16年度で繰越金が36,331千円計上されているが、これらの繰越金は東大阪市から補助金を受けて計上されているものであり、還付させる必要があるのではないかと考えられる。(透明性)</p> <p>診療所の収支をいかに改善させるかだけでなく、同和問題全体について市で明確な方針を示す必要があると思われる。(公益性、透明性)</p>  |              |
| <p><u>措置状況 H18年9月末 (未措置)</u></p> <p>診療所については、同和問題の解決に資する事業の一環として取り組んできた経過があり、現在自主運営に向けて努力しています。</p> <p><u>措置状況 H19年3月末 (未措置)</u></p> <p>診療所については、同和問題の解決に資する事業の一環として取り組んできた経過があり、現在自主運営に向けて努力しています。</p> <p><u>措置状況 H20年10月末(未措置)</u></p> <p>診療所については、同和問題の解決に資する事業の一環として取り組んできた経過があり、診療所の方向性(あり方)の検討も含め、現在自主運営に向けて努力しています。</p> |              |

通しNO. 10

|   |           |
|---|-----------|
| 包括外部監査報告No. 7   | 水洗便所改造助成金 |
| 担 当 所 属   | 下水道部 業務課  |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>350千円程度かかる工事に10千円程度の助成の効果に疑問がある。実効性をあげるために増額を行うか、あるいは補助自体の廃止を検討すべき。(有効性)</p> <p>助成金の増額を行うのであれば、水洗化の促進効果をあげるために、補助金の支給対象期間を設けることを検討すべき。(有効性)</p>  |           |
| <p><u>措置状況 H18年9月末 (未措置)</u></p> <p>助成金の金額、及び支給対象期間を設けることについては、水洗化の促進効果をあげるため、検討中です。</p> <p><u>措置状況 H19年3月末 (未措置)</u></p> <p>助成金の金額、及び支給対象期間を設けることについては、水洗化の促進効果をあげるため、関係部局と協議し検討中です。</p> <p><u>措置状況 H20年10月末(未措置)</u></p> <p>下水道部として、水洗化促進のため、今年度より、担当官と再任用職員2名を配置し分流地区の水洗化促進と、西・中地区の未水洗世帯の実態調査に取り組むべく準備をしています。また、全市内の未水洗世帯に対する助成金については、すでに下水道整備が行われ、3年以上経過しても改造されない世帯については、補助金の打ち切りなども視野に入れ検討し、然るべく対応をしていく予定です。</p> |           |

通しNO. 11

|   |             |
|---|-------------|
| 包括外部監査報告No. 9   | 簡易保育施設運営助成金 |
| 担 当 所 属   | 福祉部 こども家庭室  |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>認可外保育施設 29 施設のうち、過去から受給している 2 施設のみが交付対象となっており、交付する場合には、広く認可外保育施設 29 施設へ交付されるべきである。(公平性)</p> <p>認可保育施設が整備されるまでの暫定措置として開始されてから既に 35 年以上経過しており、認可保育施設の整備が進んできた現在においては、その必要性が薄れてきているといえる。認可保育施設の整備で対応するのであれば、認可保育施設の整備に対する補助金の充実を図り、将来的には、当補助金自体の廃止も検討すべきである。(有効性)</p>   |             |
| <p><u>措置状況 H18 年 9 月末 (未措置)</u></p> <p>本年度より 1 施設が廃園となり、対象施設が 1 施設のみとなりました。制度の趣旨から見直しが必要となります。現在市内の認可外保育施設全体を視野に入れた助成制度の検討・研究中です。</p> <p><u>措置状況 H19 年 3 月末 (未措置)</u></p> <p>18 年度より 1 施設が閉所したため現在は 1 施設のみとなっています。当初の目的であった認可保育施設の補完的役割も薄れており、市内のすべての認可外保育施設を視野入れた施策を検討中です。</p> <p><u>措置状況 H20 年 10 月末 (未措置)</u></p> <p>市内のすべての認可外保育施設を視野入れた施策を検討中です。</p> |             |

通しNO. 12

|  |                     |
|--|---------------------|
| 包括外部監査報告No. 10   | 社会福祉法人公共社会福祉事業協会補助金 |
| 担 当 所 属  | 福祉部 こども家庭室          |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u><br/>稲田保育所を民間保育所として扱っているのに、他の民間保育所と異なる制度により補助金を支出している。他の民間保育所の補助金制度への一本化を検討する必要があると考える。(公平性)</p>  |                     |
| <p><u>措置状況 H18年9月末 (未措置)</u><br/>指定管理者制度のもとで、補助金のあり方について現在検討中です。本年度は予算の範囲内で支出しています。</p> <p><u>措置状況 H19年3月末 (未措置)</u><br/>民間保育園に対する補助金のあり方等の検討をすすめる中で稲田保育所への補助金について検討をすすめます。</p> <p><u>措置状況 H20年10月末(未措置)</u><br/>平成21年4月より他の民間保育所の補助金制度と一本化する予定です。</p> |                     |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 包括外部監査報告No. 11-3   | 私立幼稚園就園補助金（市単独） |
| 担 当 所 属  | 学校教育部 学事課       |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>補助金の対象は園児の保護者であり幼稚園でないため、市としては当該補助金が各保護者に実際に配分されたことを確認する必要がある。受領書を直接保護者から市が入手する、あるいは市から幼稚園を経由せず直接各保護者に対し支給する等を検討すべきである。（透明性）</p>  |                 |
| <p><u>措置状況 H18年9月末（未措置）</u></p> <p>保護者への配分の確認については、市補助金交付要綱で申請は私立幼稚園設置者となっており、幼稚園を通じて保護者に配分されていることから、保護者から幼稚園に提出された受領書や銀行振込み控え（各5年保存）の確認方法について私立幼稚園側とも引き続き協議をします。</p> <p><u>措置状況 H19年3月末（未措置）</u></p> <p>保護者への配分の確認については、市補助金交付要綱で申請は私立幼稚園設置者となっており、幼稚園を通じて保護者に配分されていることから、保護者から幼稚園に提出された受領書や銀行振込み控え（各5年保存）の確認方法について私立幼稚園側とも引き続き協議をします。</p> <p><u>措置状況 H20年10月末（未措置）</u></p> <p>保護者への配分の確認については、市補助金交付要綱で申請は私立幼稚園設置者となっており、幼稚園を通じて保護者に配分されていることから、保護者から幼稚園に提出された受領書や銀行振込み控え（各5年保存）の確認方法について私立幼稚園側とも引き続き協議をします。</p> |                 |

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| <p>包括外部監査報告No. 12 - 3</p>   | <p>私立幼稚園就園奨励費補助金<br/>(国庫補助事業)</p> |
| <p>担 当 所 属</p>  | <p>学校教育部 学事課</p>                  |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u><br/>補助金の対象は園児の保護者であり幼稚園でないため、市としては当該補助金が各保護者に実際に配分されたことを確認する必要がある。受領書を直接保護者から市が入手する、あるいは市から幼稚園を経由せず直接各保護者に対し支給する等を検討すべきである。(透明性)</p>  |                                   |
| <p><u>措置状況 H18年9月末 (未措置)</u><br/>保護者への配分の確認については、市補助金交付要綱で申請は私立幼稚園設置者となっており、幼稚園を通じて保護者に配分されていることから、保護者から幼稚園に提出された受領書や銀行振込み控え(各5年保存)の確認方法について私立幼稚園側とも引き続き協議をします。</p> <p><u>措置状況 H19年3月末 (未措置)</u><br/>保護者への配分の確認については、市補助金交付要綱で申請は私立幼稚園設置者となっており、幼稚園を通じて保護者に配分されていることから、保護者から幼稚園に提出された受領書や銀行振込み控え(各5年保存)の確認方法について私立幼稚園側とも引き続き協議をします。</p> <p><u>措置状況 H20年10月末(未措置)</u><br/>保護者への配分の確認については、市補助金交付要綱で申請は私立幼稚園設置者となっており、幼稚園を通じて保護者に配分されていることから、保護者から幼稚園に提出された受領書や銀行振込み控え(各5年保存)の確認方法について私立幼稚園側とも引き続き協議をします。</p> |                                   |

通しNO. 15

|   |                                |
|---|--------------------------------|
| 包括外部監査報告No. 14  | 商工業振興事業補助金                     |
| 担 当 所 属   | 経済部 モノづくり支援室<br>商業課<br>労働雇用政策室 |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u><br/>前年までの実績等から作成された精度の高い予算を入手の上、それを基に必要な補助金額を事業別に決定すべきである。(透明性、有効性)<br/>実施計画よりも実績額が少ない場合には、補助金額の返還を求めるとを検討すべきである。(透明性)</p>  |                                |
| <p><u>措置状況 H18年9月末 (見解の相違等)</u><br/>前年までの実績等を踏まえ、精度の高い予算を入手すべく関係団体と協議したうえ、最終的に市の判断に基づき補助金額の交付を行う考えです。このため実施計画については、より詳細な資料を求めることにより実績額との乖離を最小限にします。</p> <p><u>措置状況 H19年3月末 (見解の相違等)</u><br/>前年までの実績等を踏まえ、精度の高い予算を入手すべく関係団体と協議したうえ、最終的に市の判断に基づき補助金額の交付を行う考えです。このため実施計画については、より詳細な資料を求めることにより実績額との乖離を最小限にします。</p> <p><u>措置状況 H20年10月末 (見解の相違等)</u></p> <p style="text-align: center;">—————</p> |                                |

通しNO. 16

|   |                |
|---|----------------|
| 包括外部監査報告No. 15  | 産業技術見本市開催事業補助金 |
| 担 当 所 属   | 経済部 モノづくり支援室   |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u><br/>前年までの実績等から作成された精度の高い予算を入手の上、それを基に必要な補助金額を事業別に決定するべきである。(透明性、有効性)<br/>実施計画よりも実績額が少ない場合には、補助金額の返還を求めることを検討すべきである。(透明性)</p>  |                |
| <p><u>措置状況 H18年9月末 (見解の相違等)</u><br/>前年までの実績等を踏まえ、精度の高い予算を入手すべく関係団体と協議したうえ、最終的に市の判断に基づき補助金額の交付を行う考えです。このため実施計画については、より詳細な資料を求めることにより実績額との乖離を最小限にします。</p> |                |
| <p><u>措置状況 H19年3月末 (見解の相違等)</u><br/>前年までの実績等を踏まえ、精度の高い予算を入手すべく関係団体と協議したうえ、最終的に市の判断に基づき補助金額の交付を行う考えです。このため実施計画については、より詳細な資料を求めることにより実績額との乖離を最小限にします。</p> |                |
| <p><u>措置状況 H20年10月末 (見解の相違等)</u></p> <p style="text-align: center;">—————</p>   |                |

通しNO. 17

|  |           |
|--|-----------|
| 包括外部監査報告No. 18   | 政務調査費     |
| 担 当 所 属  | 議会事務局 庶務課 |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>事務処理等の透明性を確保するためにも収支報告書に領収書等の添付を義務づけるよう条例等の改定が必要であると思われる。(透明性)</p> <p>今後、透明性をさらに高めるためにも、市政の調査研究に必要な費用であるならば、研究研修費、調査旅費、その他経費等の各費目について必要金額を積算し、その算定根拠を示したうえで金額を決定すべきものと考えられる。(透明性、有効性)</p>                   |           |
| <p><u>措置状況 H18年9月末 (未措置)</u></p> <p>指摘された事項の取り扱いについては、他市状況等を参考としながら、東大阪市議会としての政務調査費のあり方、今後の方向性について検討を重ね、慎重にその取り扱いを決定していく必要があると考えております。現在は、類似団体等の政務調査費制度、運用状況等について資料収集を行っておりますが、今後これらの資料を参考としながら検討を行い、速やかな時期にその取り扱いを決定し、施行していきたいと考えております。</p> |           |
| <p><u>措置状況 H19年3月末 (未措置)</u></p> <p>指摘された事項の取り扱いについては、他市状況等を参考としながら、東大阪市議会としての政務調査費のあり方、今後の方向性について検討を重ね、慎重にその取り扱いを決定していく必要があると考えています。現在は、類似団体等の政務調査費制度、運用状況等について資料収集を行っていますが、今後これらの資料を参考としながら検討を行い、速やかな時期にその取り扱いを決定し、施行していきたいと考えています。</p>    |           |
| <p><u>措置状況 H20年10月末 (未措置)</u></p> <p>以前より、適正な使用について規則等で具体的な用途基準を定めているところですが、平成20年6月24日に政務調査費のあり方検討委員会を設置し、さらに用途の透明性を確保するため現在、細目についても検討しているところです。</p>   |           |

|  |              |
|--|--------------|
| 包括外部監査報告No. 20   | 恩智川水防事務組合負担金 |
| 担 当 所 属  | 下水道部 下水道総務課  |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>東大阪市及び八尾市で負担しており、負担割合は組合規約により決まっている。現状の負担割合が妥当であるか否かについての検討が必要。(有効性)</p> <p>設立当初は議会の必要性もあったものと思われるが、現状においても1,419千円の負担を行っている。議会を維持する(例えば毎年他市の視察旅行を行う)必要があるのか、再度検討する必要がある。(有効性)</p> <p>平成15年度で13,710千円、平成16年度で7,394千円の繰越金が発生している。繰越金がある場合、翌年度の負担額の減額方法の検討をする必要があると考える。(透明性)</p> <p>事務組合は地方自治法によると一つの独立した地方公共団体(特別地方公共団体)であるため、その運営については関係各市の権限は及ばない。東大阪市として市民の税金を負担金として支出している以上、当該負担金の使途等について東大阪市民に合理的な説明を行える体制を構築維持していくことは必要と考える。(透明性)</p> |              |
| <p><u>措置状況 H18年9月末 (未措置)</u></p> <p>平成17年度において、同組合より、平成16年度からの繰越金のうち5,000千円を各市に還付されたところです(うち東大阪市分3,082千円)。なお、平成17年度においても翌年度繰越金が発生しており、平成18年度中に還付予定です。現在、同組合において、経費節減のために水防倉庫の統廃合、組合事務所の移転等を検討されているところです。</p> <p><u>措置状況 H19年3月末 (未措置)</u></p> <p>平成18年度において、平成17年度からの繰越金のうち3,000千円を構成各市へ案分して還付されたところです(うち東大阪市分1,849千円)。なお、今後も繰越金が発生した場合、構成各市へ還付を行う予定です。現在、同組合において、経費節減のために、水防倉庫の統廃合、組合事務所の移転等を検討されているところです。</p>  |              |

措置状況 H20年10月末(未措置)

平成18年度決算における繰越金6,325千円、平成19年度における繰越金6,459千円と以前に比べて繰越金は減少しています。繰越金については今後とも協議を行い、不用額の還付等により、多額にならないよう働きかけてまいりたい。一部事務組合においては、法律上、議会の設置が必要ですが、その運営等、経費の節減に関しては協議してまいりたい。なお、現在、同組合において、経費節減のために、水防倉庫の統廃合、組合事務所の移転等を検討されているところです。負担割合に関しては、同組合規約に定められているところではありますが、妥当性について検討してまいるとともに、一部事務組合は、その包含する地域の住民に対して直接、財政運営上の説明責任を負うものでありますが、本市も負担金を支出する立場から組合の運営についてチェックを行ってまいりたい。

|   |               |
|---|---------------|
| 包括外部監査報告No. 21-1<br>21-2<br>21-4<br>21-5  | 長瀬川沿岸下水道組合負担金 |
| 担 当 所 属   | 下水道部 下水道総務課   |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>東大阪市及び八尾市及び柏原市で負担しており、負担割合は組合規約により決まっているが、組合の設立当時においては合理的な負担割合であったとしても、既に40年以上経過している。現状の負担割合が妥当であるか否かについての検討が必要。(有効性)</p> <p>設立当初は議会の必要性もあったものと思われるが、現状においても2,142千円の負担を行っている。議会を維持する必要があるのか、再度検討する必要がある。(有効性)</p> <p>下水は今後地中に整備され現状のとおり長瀬川に下水を流すことは将来的にはなくなる。存続期間も含めた将来の方針決定を構成市間の協議を通じて早急に行うべきである。(有効性)</p> <p>事務組合は地方自治法によると一つの独立した地方公共団体(特別地方公共団体)であるため、その運営については関係各市の権限は及ばない。東大阪市として市民の税金を負担金として支出している以上、当該負担金の用途等について東大阪市民に合理的な説明を行える体制を構築維持していくことは必要と考える。(透明性)</p> |               |
| <p><u>措置状況 H18年9月末 (未措置)</u></p> <p>平成17年度において、同組合より、平成16年度からの繰越金のうち4,000千円を各市に還付されたところです(うち東大阪市分1,580千円)。なお、平成17年度においても翌年度繰越金が発生しており、平成18年度中に還付予定です。同組合の存続については、去る6月7日に構成3市による会議を開催したところです。各市とも、将来的に解散する必要性は認識しているが、解散時期については未定の状況です。今後も構成市による協議を引き続き行い将来の方針決定を行ってまいりたい。</p>   |               |

#### 措置状況 H19年3月末（未措置）

長瀬川沿岸下水道組合の存続については、構成各市の間で事務レベルの協議を行っていますが、解散の方向性は一致しているも、解散時期について意見が分かれている状況です。負担割合の問題と議会の維持の問題については、解散することにより解消するものと考えられるところです。同組合会計において、平成17年度の歳計剰余金5,370千円を平成18年度に繰り越しましたが、組合2月議会において補正を行い全額を構成各市に還付されたところ（うち東大阪市分2,121千円）。今後も繰越金については還付を行う方針です。平成18年度においては、維持管理費を中心に大幅な見直しが見られ、組合2月議会において分賦金当初48,000千円から9,000千円を減額補正し、構成各市に還付されたところ（うち東大阪市分3,555千円）。また、平成19年度についても、構成各市の協議を通じて、維持管理費について大幅な見直しが見られ実施されたところ（うち東大阪市分3,555千円）。

#### 措置状況 H20年10月末（未措置）

長瀬川沿岸下水道組合の存続については、構成各市の間で事務レベルの協議を継続しております。組合は、構成各市の長瀬川流域の下水道整備が完了した時点で、その存続意義はなくなるものと考えられますが、負担割合の問題と議会の維持の問題については、解散することにより解消するものと考えられます。平成19年度においても、平成18年度歳計剰余金1,899千円を構成各市に還付（うち東大阪市分750千円）しました。分賦金についても当初41,000千円から6,500千円を減額補正し、構成各市に還付されたところ（うち東大阪市分750千円）であります。なお、現在、同組合において、経費節減のために、水防倉庫の統廃合、組合事務所の移転等を検討されているところです。負担割合に関しては、同組合規約に定められているところではありますが、妥当性について検討してまいるとともに、一部事務組合は、その包含する地域の住民に対して直接、財政運営上の説明責任を負うものであります。本市も負担金を支出する立場から組合の運営についてチェックを行ってまいりたい。

通しNO. 20

|  |                   |
|--|-------------------|
| 包括外部監査報告No. 22-1<br>22-2   | 東大阪市・大東市清掃センター負担金 |
| 担 当 所 属  | 環境部 環境整備課         |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>当初予算額が最終確定額を毎年1億円以上上回っており、毎年多額の還付が発生している。予算が余ることを前提とした計画で経費削減努力がどこまで行われるのか、一般市民の側からすると疑問が生じるものと思われる。厳格な予算を与えるが、予算を超過する実費が発生した場合には補正予算で対応する等を検討する必要がある。(透明性)</p> <p>東大阪市・大東市清掃センターの運営経費はすべて東大阪市及び大東市が負担している。負担側で東大阪市・大東市清掃センターの実績額の妥当性を評価する制度を導入する必要がある。(有効性)</p>  |                   |
| <p><u>措置状況 H18年9月末 (見解の相違等)</u></p> <p>当初予算額が最終確定額を毎年1億円以上上回っており、毎年多額の還付が発生している件については、センター議会、東大阪市議会、大東市議会での予算承認を受け執行を行っているところですが、補正要因が発生した場合、各議会での議決が必要であり、時期的にずれを生じるケースが発生した場合、市民生活に影響を与えかねないために、指摘されたような事態が生じています。なお、余剰金については翌年度に各市に歳入として返金しています。経費削減努力については、職員の特殊勤務手当の見直しを18年度に行い一定の効果を生んでいます。</p> <p>東大阪市・大東市清掃センターの評価制度の検討については、今後、評価基準の作成を行うなど一定の方向性を市として考える必要があります。</p> |                   |
| <p><u>措置状況 H19年3月末 (見解の相違等)</u></p> <p>予算編成においては、実績を考慮した予算編成に努めています。</p> <p>運営経費については、東大阪市・大東市清掃センター規約に基づき、投入量の比率に応じて負担しています。</p>  |                   |
| <p><u>措置状況 H20年10月末 (見解の相違等)</u></p> <p>_____</p>  |                   |

通しNO. 21

|  |                |
|--|----------------|
| 包括外部監査報告No. 23 - 3   | 東大阪都市清掃施設組合負担金 |
| 担 当 所 属  | 環境部 環境整備課      |
| <p><u>外部監査による結果及び意見内容</u></p> <p>東大阪都市清掃施設組合は、昭和40年の組合設立時に、東大阪市長、大東市長及び各市助役並びに各市議会議員等による運営理事会及び議会を設置している。そのため当該議会等の運営費及び議員の調査費等を予算計上しているが財政逼迫している現状において当該運営方法が現在でも必要なのかを検討の上、設立時に制定された東大阪都市清掃施設組合同規約の改定も検討されることは必要と考える。(透明性)</p>   |                |
| <p><u>措置状況 H18年9月末 (見解の相違等)</u></p> <p>当組合設立の経過は、昭和40年10月に布施市・河内市・大東市により設立された一部事務組合であり、昭和40年12月に枚岡市が加わり4市の組合となり、昭和42年2月に布施市・河内市・枚岡市が合併した後、東大阪市と大東市との2市の組合となりました。また、意見内容にある議会等の運営費及び調査費等の予算計上については、当組合は、地方自治法284条第2項により設立された一部事務組合であり、構成市とは別個の地方公共団体です。従って、同法(第287条)に基づき設けられた規約等に則り、組合独自の議会を置かなければならないため、その運営経費も必要です。</p> |                |
| <p><u>措置状況 H19年3月末 (見解の相違等)</u></p> <p>ご指摘のとおり、検討課題ではございますが、当施設組合におきましては、現有焼却施設が第1工場(昭和53年竣工)、第2工場(昭和50年竣工)と竣工後30年以上経過した施設であり各機器の老朽化等も定期整備ではおぎなえなくなってきました。つきましては、新炉建設を予定しており、構成市の逼迫した財政状況ではございますが、他施設の調査等についても必要であると考えております。</p>   |                |
| <p><u>措置状況 H20年10月末(見解の相違等)</u></p> <p>—————</p>   |                |